

滝川市都市計画マスタープラン

概要版

令和5年10月
滝川市

(素案)

1 都市計画マスタープランの基本的事項

(素案 P1～5)

滝川市は、平成13年度に都市づくりの基本的な方針として「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともに都市づくりを進めてきました。しかし、人口減少、少子高齢化の進行により、本市においてもこれまでの「開発・発展のまちづくり」から人口減少社会に備えた「コンパクトなまちづくり」に転換を図るべく、平成22年度に計画を改定しました。その後おおむね10年が経過し、社会経済状況の変化や令和4年度に策定した都市計画マスタープランの一部となる「立地適正化計画」による新たな都市づくり方針も踏まえ、計画を再度改定します。

滝川市都市計画マスタープランの基本的事項

計画の役割	・都市の将来像を明示します。	・都市の将来像と個別の都市計画の整合性を確保します。
	・都市計画の決定・変更の指針となります。	・住民の都市づくりの指針となります。
計画期間	・令和6年度～令和24年度とします。（立地適正化計画の計画期間と同一）	

2 都市づくりの現況と課題

(素案 P6～57)

本市の上位関連計画の整理や現行計画の検証、統計データ等による本市の現状把握等により、本市における「持続可能な都市づくりに向けた課題」を生活・経済・環境の観点から7つに整理しました。

持続可能な都市づくりに向けた課題の分析

上位・関連計画の整理	・本計画は、多様な分野の計画との連携を図ることが求められているため、上位・関連計画のうち、本計画の検討において踏まえるべき事項を整理。
現行計画の検証	・現行計画の248施策について成果、達成度、改善点・課題、今後の方向性を検証。
現状把握・モニタリング	・滝川市が抱える課題の分析、解決すべき課題の抽出のため、客観的なデータに基づき、人口、土地利用、公共交通、都市施設、災害リスクなどの9つの項目について分析。
他都市との比較	・道内の滝川市と同程度の人口規模の都市と比較し、滝川市の強みと弱みを分析。
市民意向の把握	・市民の意向を把握するためアンケート調査を実施。

持続可能な都市づくりに向けた課題の整理

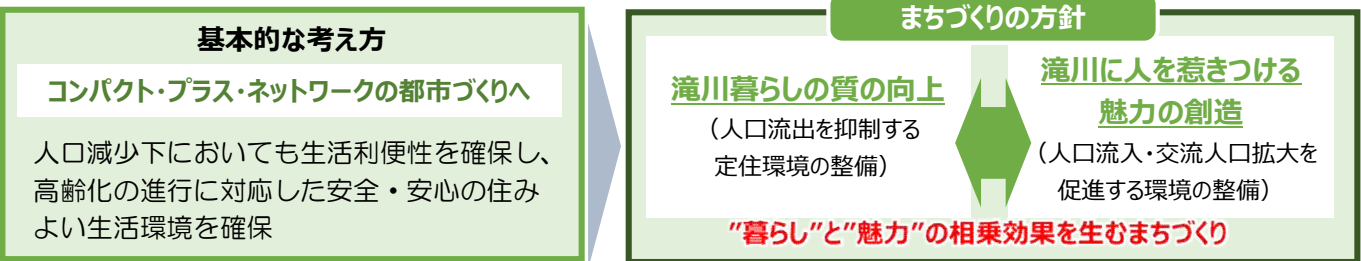
生活	中空知の暮らしを守る都市機能の 利便性・持続可能性の確保	・人口減少下においても、滝川市に集積する商業・医療等の都市のサービスの利便性と持続可能性を確保するための対策が必要。
	安心して住み続けられるための 生活機能・ネットワークの確保	・住み慣れた地区での暮らしを守る医療・福祉機能のほか、教育、コミュニティ機能などの生活機能やネットワークの確保が必要。
	交通ネットワークの利便性・ 持続可能性の確保	・自家用車への依存から公共交通の利用への転換を図る促進策が必要。 ・広域にわたる生活・生産・交流等の活動を支える広域交通ネットワークの充実が必要。
経済	多様な交流を生み魅力・ 価値を高める都市づくり	・施設の老朽化・空洞化が進む中心市街地において、施設の更新や既存ストックの有効活用、地区の魅力・価値を高める取組が必要。
	既存ストックを活用した コスト削減に資する都市づくり	・公共施設の統合・再編、都市施設など既存ストックの有効活用を進め、市民の利便性向上とコスト削減を図ることが必要。
環境	低密度な市街地からコンパクトで 成熟した市街地の形成	・老朽化建物の更新促進や空きビル・空き家・低未利用地等の活用、中古住宅等の不動産流通の促進により、既成市街地内の人口密度を高め、コンパクトで成熟した市街地を形成していくことが必要。
	災害リスクに備えた都市づくり	・洪水や地震などの災害に備え、ハード面・ソフト面から防災・減災対策に取り組み、安心・安全な市街地を形成することが必要。

3 まちづくりの基本的考え方と将来都市構造

(素案 P58～64)

1. まちづくりの基本的考え方

「都市づくりの現況と課題」を踏まえ、まちづくりの基本的考え方とまちづくりの方針を定めます。



2. 将来都市構造

将来都市構造は、「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という3層構造で構成したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

3層構造のコンパクト・プラス・ ネットワークの都市構造

広域の交流を支える拠点・ネット ワークを形成

- 都市拠点…JR滝川駅～市役所周辺における拠点機能の強化と魅力創造
- 広域商業拠点…国道12号滝川バイパス沿道における商業機能の確保
- 周辺自治体との移動・連携を支える交通ネットワークの維持・充実

生活機能と公共交通が一体となった 利便性の高い市街地を形成

- 生活便利ゾーン…国道沿道における生活利便機能の維持・確保
- 居住誘導ゾーン…コンパクトな市街地の形成と公共施設の適正配置等

農村部・郊外部における暮らしを 守り、魅力を創造

- コミュニティ拠点…江部乙地域、東滝川地域における地域コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成
- 観光・交流拠点／観光・交流ゾーン…自然環境や地域資源を生かしたさらなる魅力を創造し、交流人口拡大を図る拠点・ゾーンの形成等

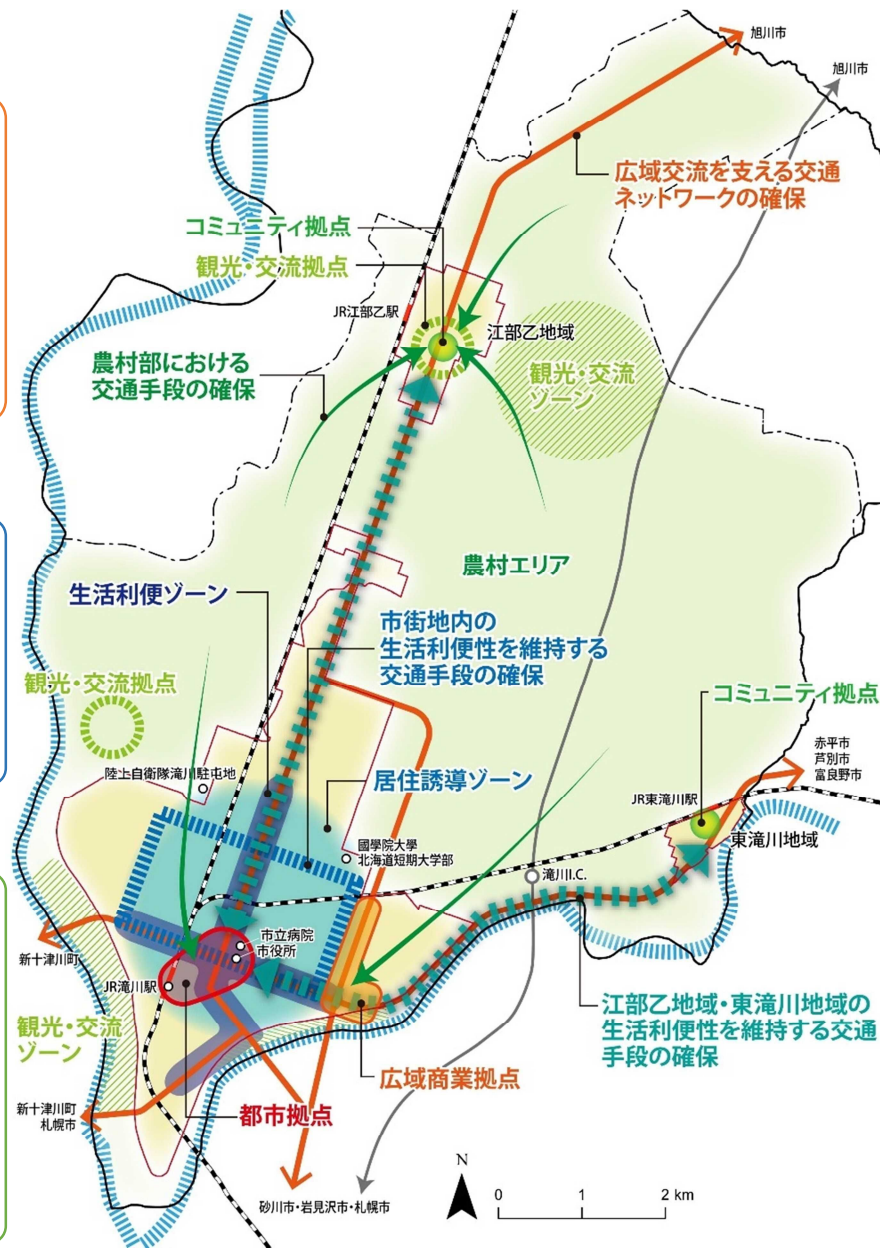


図 将来都市構造

4 分野別構想 (素案 P65～99)

まちづくりの基本的考え方と将来都市構造を踏まえ、都市計画に関する各分野の基本方針を整理しました。

分野	基本方針	
土地利用	①暮らしの質の向上と人を惹きつける魅力の創造を支える土地利用	メリハリのある持続可能な住環境の形成、中空知地域における本市の位置付けや地域の特性を踏まえた拠点・商業地の形成、適切な工業地の配置や農村地域の保全を図ります。

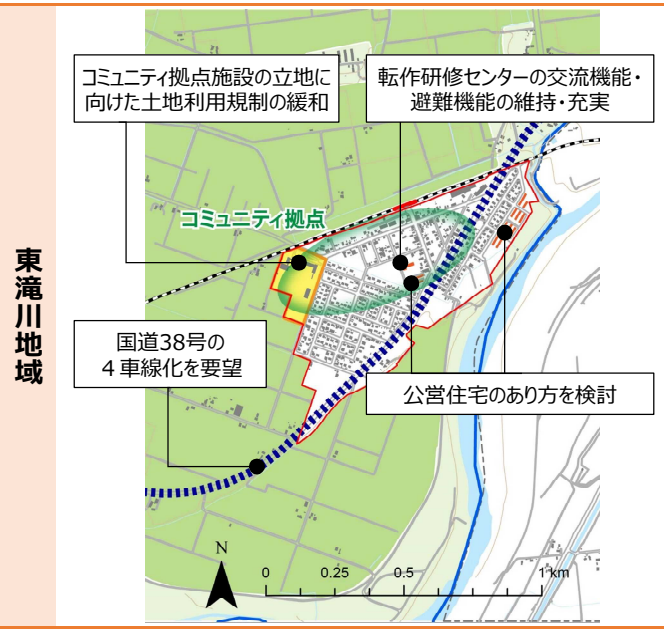
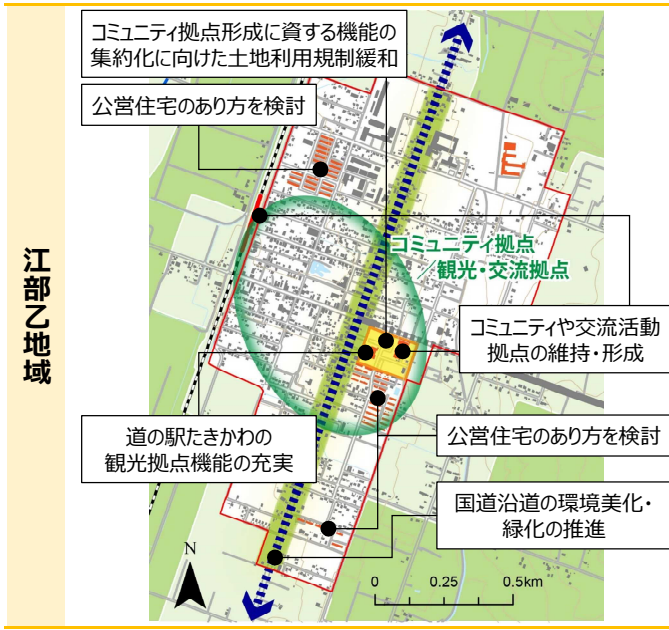
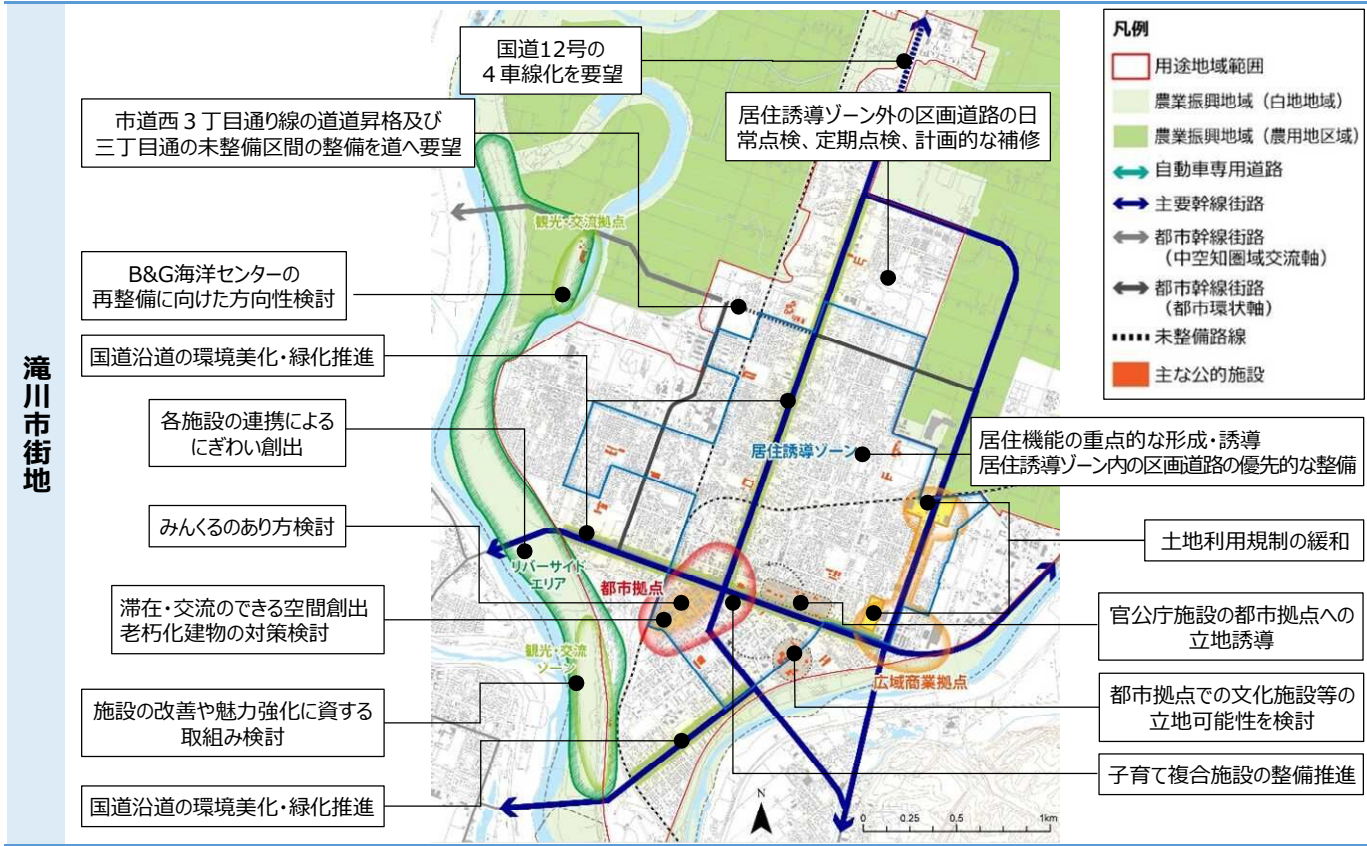
具体的には、住宅地、商業地、工業地、農村地域の方針として、以下の内容を示しています。（本編から一部抜粋）

住宅地	都市拠点	にぎわいを創出する歩きたくなる都市拠点の形成に向け、居住機能を重点的に形成・誘導
	コミュニティ拠点	江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティ機能の維持
	居住誘導ゾーン	現状の人口密度や生活利便性の維持に向け、居住機能を重点的に形成・誘導
商業地	一般住宅地	一定の生活利便性を確保し、住み慣れた地域生活を維持する取組を促進
	都市拠点	行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成
	広域商業拠点	中空知地域の暮らしを支える拠点として、大型商業施設等の確保
	コミュニティ拠点	江部乙地域、東滝川地域における生活利便機能等の維持
工業地	生活利便ゾーン	生活利便性の高い地域として、身近な商業や医療等の都市機能を維持
	工業地	現状の土地利用を維持することを基本に、既存工業団地や流通業務地の低未利用地を有効に活用
農村地域	農村地域	特定用途制限地域を引き続き配置し、農地における開発の抑制を図り優良な農地を保全

分野	基本方針	
交通体系	①広域、中空知地域、都市内の多様なネットワークを支える交通体系	広域交通ネットワークの形成、近隣自治体との交通ネットワークの形成、都市拠点やコミュニティ拠点を結び交通ネットワークの形成など、多様な交通ネットワークの形成を図ります。
	②都市計画道路の整備路線の検討	都市計画道路の役割を考慮しながら、まちづくりに関する多様な観点を踏まえ、整備すべき道路や維持すべき道路の検討を行います。
	③持続可能な公共交通体系	持続可能な運行形態や利用促進策、新たな公共交通の導入等を検討します。
公共施設・その他の都市施設	①施設の複合化の推進	複合化等により、必要機能を維持しつつ、施設の床面積の削減を図ります。
	②施設の計画的・効率的な維持管理の推進	今後も維持する施設は、省エネルギー化を含む計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
	③施設の無駄のない活用推進	削減の対象となった施設は、積極的に売却・賃貸・譲渡を進めます。
	④適正な配置による施設の集約化	多数の市民が利用する都市機能を集約化する場合、可能な範囲で都市拠点や居住誘導ゾーンへと誘導を図ります。
都市環境	①人口減少や少子高齢化に対応した施設の再編・集約化	小規模な都市公園は集約や再編を図ります。下水道施設は、人口減少に伴う事業計画の見直しを踏まえ、計画的な管路の維持管理を実施します。
	②脱炭素化に対応したまちづくりの推進	再生可能エネルギーの利用促進やエコカーの導入検討、公共交通機関の利用促進のほか、一般住宅や公共施設でも環境に配慮した設備導入や運営を促進します。
	③関係機関と連携した河川整備の継続	河川は適切な維持管理や保全を図るほか、関係機関への未整備河川の改善要望や関係団体と連携した清掃活動、環境教育などを継続的に実施します。
都市防災	①災害などへの対応強化	災害の危険が少ないエリアを中心に都市機能や居住の誘導を図るほか、建築物の耐震性やライフライン、防災拠点となる施設の安全性を確保します。
	②治水対策の推進	河川整備計画などに基づき、護岸整備及び堤防の築造や低地帯などの排水施設の整備などの治水対策を行います。
	③ハード・ソフトの両面からの防災対策の強化	河川改修等のハード面による防災対策に加え、行政と市民等が協働し、地域の災害対応力を高めるためのソフト面での取組を促進します。

5 地域別構想 (素案 P100～109)

滝川市街地、江部乙地域、東滝川地域における主な取組内容は次のとおりです。



6 計画の実現に向けて (素案 P110)

計画の実現化方策	分野別構想・地域別構想で示した取組を着実に進めていくために、市民と行政の協力体制の継続・強化並びに国や北海道、周辺自治体との連携・協力を図りながら計画の推進に努めます。
進行管理	定時見直し：本計画の策定から10年後となる令和16年度を目途に、施策の取組状況の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて施策の再検討を行います。 適宜見直し：社会経済状況の変動により、適宜必要になった際に個別事項の見直しを行います。